

■大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会からの報告

○ 部会の設置

平成4年の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）当初制定から約20年、また、平成15年の大きな改正から約10年が経過していることから、平成25年6月に、条例を取り巻く背景や現状など社会情勢の変化等から生じる課題に対して、条例の施行状況の調査検討を行うため、大阪府福祉のまちづくり審議会に大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（以下「部会」という。）が設置された。

○ 部会における検討

平成25年8月からこれまで計5回にわたって部会を開催。

平成25年度：条例について現状の認識を深め、課題抽出と対応方策の検討

平成26年度：抽出した課題に対する検討を重ね、条例改正を視野に対応方策を具体的に検討

○ 検討状況の報告（第4回及び第5回部会資料）

（1）概要

喫緊の課題については第1次改正（平成26年9月議会（後半）に改正案を提出）、引続き条例改正に向け議論が必要な課題については検討を継続し、第2次改正とする。

（2）検討内容

①第1次改正とすべき内容について

- ア. 共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し
- イ. 自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し
- ウ. 便所の乳幼児向け設備の適用規模見直し（公衆便所）
- エ. 共同住宅等における介護ベッド等の基準適用条件の見直し

②引き続き検討を継続し第2次改正の対象も視野に検討を行う内容について

- オ. 施設のバリアフリー情報の公表
- カ. 事前協議対象用途の包括的な見直し（物品販売業を営む店舗の義務対象規模 等）

③第2次改正を視野に国の動向を注視

- キ. 障害者差別解消法及び合理的配慮の考え方と福祉のまちづくり条例との関係について、国の法基本方針やガイドライン等の策定にかかる動向を注視し、対応を検討

④条例ガイドラインを作成

条例設計マニュアルを改訂と併せ、配慮事項、望ましい事項などを記載した条例ガイドラインを年度末を目途に作成。以降もスパイラルアップの観点から、適宜見直しを行う。